

目 次

教 委 規 則

- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する規則（第9号）……………2
- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則（第10号）……………2
- 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第11号）……………2
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（第12号）……………2

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（第1号）……………2

告 示

- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第266号）……………3
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第267号）……………3
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第268号）……………4
- 平成28年度秋田市一般廃棄物処理実施計画の改正について（第269号）……………4
- 平成28年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第270号）……………4
- 平成28年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第271号）……………7
- 平成28年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第272号）……………21
- 指定した土地の区域の変更について（第273号）……………40
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去について（第274号）……………40
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第275号）……………41
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第276号）……………41
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第277号）……………41
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第278号）……………41
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および変更について（第279号）……………41
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の

- 指定、変更および廃止について（第280号）……………42

- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第281号）……………42
- 秋田市総合教育会議の招集について（第282号）……………42
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第283号）……………42
- 収納代理金融機関の店舗の追加について（第284号）……………42
- 住民票の職権削除について（第285号）……………42
- 指定した土地の区域の変更について（第286号）……………43
- 住民票の職権削除について（第287号）……………43

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）……………43
- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第15号）……………43

選 管 告 示

- 平成28年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第43号）……………44

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第10号）……………44

上 下 水 道 局 告 示

- 秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第32号）……………44
- 秋田市指定排水設備工事事業者の指定について（第33号）……………44

公 告

- 指定管理者の公募について……………44
- 建築基準法による道路の指定について……………45
- 指定管理者の公募について……………45
- 総合案内フロアマネジャー業務委託の公募型プロポーザルの実施について……………46
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………47
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………47
- 土地改良法による芝野頭首工管理規程の認可について……………48
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………49
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しについて……………49
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………49
- 秋田農業振興地域整備計画書の変更について……………49
- 農用地利用集積計画の策定について……………49
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取について……………50

教 委 規 則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年10月26日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教委規則第9号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）は、廃止する。

附 則
（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の廃止に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の規定は、なおその効力を有する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年10月26日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教委規則第10号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）は、廃止する。

附 則
（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の廃止に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の規定は、なおその効力を有する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月26日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教委規則第11号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（秋田市立御所野学院中学校を除く。）」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（連携型中学校）

第4条の2 秋田市立御所野学院中学校においては、学校教育法施行規則第75条第1項の規定により、秋田市立御所野学院高等

学校における教育との一貫性に配慮した教育を行うものとする。
2 秋田市立御所野学院中学校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ秋田市立御所野学院高等学校長と協議するものとする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、改正後の秋田市立小、中学校管理規則の規定は、適用しない。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月26日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教委規則第12号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2章」を「前章」に改め、「（御所野学院中学校を除く。）」を削る。

第3章の2を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の学校教育法施行細則の規定は、平成29年4月1日以後に秋田市立御所野学院中学校に入学する者から適用し、同日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、なお従前の例による。

農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会規則第1号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、秋田市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任等に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当区域）

第2条 法第17条第2項の各推進委員が担当する区域は、別表のとおりとする。

（推薦および応募の資格）

第3条 法第19条第1項の規定による推進（以下「推薦」という。）

を受けることができる者又は同項の規定による募集（以下「募集」という。）に応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 市内に住所を有しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
（推進委員の選任）

第4条 委員会は、法第27条第1項に規定する総会において、第2条の区域ごとに推薦を受けた者および募集に応募した者のうちから、当該区域ごとに推薦委員を選任するものとする。
（定数に満たない場合）

第5条 委員会は、推薦を受けた者および募集に応募した者の数が秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年秋田市条例第51号）第3条に規定する農地利用最適化推進委員の定数に満たない場合にあっては、それらの者以外の者の中から適当と認めるものを推進委員に選任することができる。
（推進委員の補充）

第6条 委員会は、推進委員の解囑、失職又は辞任その他の理由により欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、速やかに推進委員を補充しなければならない。
（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鳩崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北地区
第2区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、手形地区、横森地区、桜地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区

	(5) 下北手地区 (6) 上北手地区
第3区域	次に掲げる地区 (1) 下浜地区 (2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区 (3) 豊岩地区 (4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区 (5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区
第4区域	次に掲げる地区 (1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区 (2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区 (3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区 (4) 河辺松淵地区および河辺北野田高屋地区 (5) 河辺岩見地区 (6) 河辺三内地区
第5区域	次に掲げる地区 (1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区 (2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾島地区 (3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区 (4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地区 (5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区 (6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区

告 示

秋田市告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年10月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号

石 田 康 宏

セブンイレブン秋田川尻大川反店

秋田市告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービスを次のとおり廃止したので、同法第78条、第78条の11、第85条および

第115条の10の規定により告示する。

平成28年10月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年 月 日	サービ ス の 種 類
社会福祉 法人 新秋会	デイサー ビスセン ターひな た	秋田市土崎 港中央三丁 目4番39号	平成28年 9月30日	通所介護
株式会社 柴田建築	ショール ステイと まと	秋田市八橋 イサノ一丁 目13番17号	平成28年 9月30日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 柴田建築	ショール ステイミ ニとまと	秋田市寺内 字イサノ121 番地	平成28年 9月30日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 柴田建築	デイサー ビスつな ぎの湯	秋田市寺内 字イサノ119 番地2	平成28年 9月30日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護
株式会社 柴田建築	つなぎ居 宅介護支 援事業所	秋田市寺内 字イサノ119 番地2	平成28年 9月30日	居宅介護支 援

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成28年10月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ ス の 種 類
株式会社 トワ・プ ール	ショール ステイと まと	秋田市八橋 イサノ一丁 目13番17号	平成28年 10月1日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 21,352,670	千円 19,217	千円 21,371,887
	1 国庫負担金	16,338,457	3,381	16,341,838
	2 国庫補助金	4,923,263	15,836	4,939,099

株式会社 トワ・プ ール	ショール ステイミ ニとまと	秋田市寺内 字イサノ121 番地	平成28年 10月1日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 トワ・プ ール	デイサー ビスつな ぎの湯	秋田市寺内 字イサノ119 番地2	平成28年 10月1日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護
社会福祉 法人 新秋会	デイサー ビスセン ターひな た	秋田市土崎 港中央三丁 目4番39号	平成28年 10月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第269号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第2項の規定に基づき、平成28年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を改正したので告示する。

平成28年10月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第270号

平成28年9月28日の「平成28年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年10月12日

秋田市長 穂 積 志

平成28年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,607,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

19 繰入金		6,008,453	14,100	6,022,553
	2 基金繰入金	5,678,267	14,100	5,692,367
20 繰越金		785,040	125,526	910,566
	1 繰越金	785,040	125,526	910,566
21 諸収入		7,247,324	3,836	7,251,160
	5 雑入	1,218,562	3,836	1,222,398
22 市債		9,854,900	903,000	10,757,900
	1 市債	9,854,900	903,000	10,757,900
歳入合計		130,541,586	1,065,679	131,607,265

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 16,409,085	千円 917,740	千円 17,326,825
	1 総務管理費	14,403,943	914,268	15,318,211
	2 徴税費	1,094,666	3,472	1,098,138
3 民生費		49,527,763	56,886	49,584,649
	1 社会福祉費	23,614,687	39,743	23,654,430
	2 児童福祉費	16,425,949	17,143	16,443,092
4 衛生費		8,795,246	44,032	8,839,278
	2 保健所費	1,827,519	29,932	1,857,451
	3 清掃費	3,920,743	14,100	3,934,843
6 農林水産業費		2,847,097	410	2,847,507
	1 農業費	2,069,989	410	2,070,399
7 商工費		6,989,462	4,045	6,993,507
	1 商工費	6,989,462	4,045	6,993,507
8 土木費		15,443,497	38,000	15,481,497
	5 都市計画費	4,904,744	4,000	4,908,744
	7 住宅費	974,966	34,000	1,008,966

9 消 防 費		3,792,472	4,566	3,797,038
	1 消防費	3,792,472	4,566	3,797,038
歳 出 合 計		130,541,586	1,065,679	131,607,265

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	平成28年度～平成31年度	82,569
学校給食物資安定供給業務委託経費	平成28年度～平成31年度	3,984,921
雄和学校給食センター調理業務委託経費	平成28年度～平成31年度	52,776

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,391,700	900,000	2,291,700			
公 園 整 備 費	91,900	3,000	94,900			
計	9,854,900	903,000	10,757,900			

平成28年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
平成28年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,416千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 683	千円 767	千円 1,450
	1 財産運用収入	678	767	1,445
歳 入 合 計		131,649	767	132,416

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 16,902	千円 767	千円 17,669
	1 造林事業費	16,902	767	17,669
歳 出 合 計		131,649	767	132,416

平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
 平成28年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

13,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
 28,258,328千円とする。
 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 6,776,201	千円 3,147	千円 6,779,348
	2 国庫補助金	1,820,930	3,147	1,824,077
7 繰 入 金		3,981,465	10,699	3,992,164
	1 一般会計繰入金	3,981,464	10,699	3,992,163
歳 入 合 計		28,244,482	13,846	28,258,328

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 371,674	千円 13,846	千円 385,520
	1 総務管理費	371,674	13,846	385,520
歳 出 合 計		28,244,482	13,846	28,258,328

秋田市告示第271号

平成28年9月28日の「平成28年9月秋田市議定会定例会」におい
 て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。
 平成28年10月12日

秋田市長 穂 積 志

平成27年度秋田市水道事業会計決算認定の件
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定
 により、平成27年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
 る。

平成27年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,705,705,000	円 49,886,000	円 -	円 7,755,591,000	円 7,768,690,576	円 13,099,576	
第1項 営業収益	7,037,239,000	53,297,000	-	7,090,536,000	7,101,872,909	11,336,909	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 518,196,631円
第2項 営業外収益	668,464,000	△25,131,000	-	643,333,000	650,886,520	7,553,520	（ " 1,972,791円）
第3項 特別利益	2,000	21,720,000	-	21,722,000	15,931,147	△5,790,853	（ " 9,533円）

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道 事業費用	6,782, 円 190,000	△426, 円 945,000	円 -	円 0	円 -	6,355, 円 245,000	18, 円 618,000	6,373, 円 863,000	6,140, 円 972,480	4, 円 536,000	228, 円 354,520	
第1項 営業費用	6,105, 円 298,000	△420, 円 178,000	-	△16, 円 025,000	-	5,669, 円 095,000	18, 円 618,000	5,687, 円 713,000	5,458, 円 672,297	4, 円 536,000	224, 円 504,703	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 158,855,729円)
第2項 営業外 費用	671, 円 992,000	△6, 円 716,000	-	16, 円 025,000	-	681, 円 301,000	-	681, 円 301,000	681,299,588	-	1,412	
第3項 特別損失	3,100,000	△51,000	-	-	-	3,049,000	-	3,049,000	1,000,595	-	2,048,405	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 38,793円)
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額に 係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	1,505,424,000 円	△63,096,000 円	1,442,328,000 円	91,405,000 円	- 円	1,533,733,000 円	1,538,558,240 円	4,825,240 円	
第1項 企業債	921,700,000	△76,400,000	845,300,000	65,900,000	-	911,200,000	903,700,000	△7,500,000	翌年度繰越額 7,500,000円
第2項 出資金	129,855,000	31,869,000	161,724,000	-	-	161,724,000	161,724,000	0	
第3項 補助金	227,650,000	△62,335,000	165,315,000	25,505,000	-	190,820,000	186,320,000	△4,500,000	
第4項 固定資産 売却代金	1,000	33,000	34,000	-	-	34,000	34,560	560	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 2,560円)
第5項 負担金及び 寄附金	226,218,000	43,737,000	269,955,000	-	-	269,955,000	286,779,680	16,824,680	(") 15,774,800円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	4,029, 円 499,000	△315, 円 706,000	円 -	3,713, 円 793,000	279, 円 618,000	円 -	3,993, 円 411,000	3,641, 円 024,217	28, 円 889,000	円 -	28, 円 889,000	323, 円 497,783	
第1項 建設 改良費	2,614, 円 731,000	△320, 円 717,000	-	2,294, 円 014,000	279, 円 618,000	-	2,573, 円 632,000	2,221, 円 247,209	28, 円 889,000	-	28, 円 889,000	323, 円 495,791	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 153,318,326円)
第2項 企業債 償還金	1,414, 円 768,000	5,011,000	-	1,419, 円 779,000	-	-	1,419, 円 779,000	1,419, 円 777,008	-	-	-	1,992	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,102,465,977円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,994,068円、減債積立金1,004,912,451円および過年度分損益勘定留保資金960,559,458円で補てんした。

平成27年度秋田市水道事業損益計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 給水収益	6,342,616,231		
(2) 受託工事収益	97,318,200		
(3) その他営業収益	143,741,847	6,583,676,278	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	928,116,708		
(2) 配水費	794,358,514		
(3) 給水費	234,228,253		
(4) 受託工事費	178,387,598		
(5) 業務費	330,629,695		
(6) 総係費	264,949,447		
(7) 減価償却費	2,406,190,845		
(8) 資産減耗費	162,955,508	5,299,816,568	
営業利益			1,283,859,710
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	4,112,577		
(2) 他会計補助金	39,745,000		
(3) 長期前受金戻入	571,537,194		
(4) 雑収益	33,519,084	648,913,855	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	464,076,350		
(2) 雑支出	1,143,627	465,219,977	183,693,878
経常利益			1,467,553,588
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	133,645		
(2) その他特別利益	15,787,969	15,921,614	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	48,500		
(2) 過年度損益修正損	913,302	961,802	14,959,812
当年度純利益			1,482,513,400
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,004,912,451
当年度未処分利益剰余金			<u>2,487,425,851</u>

平成27年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	剰 余 金										資本合計
	資本剰余金					利益剰余金					
	受贈財産 評価額	補助金	寄附金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	円 11,689,838,468	円 5,057,189,267	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,666,788,421	円 21,433,418	円 -	円 7,761,203,453	円 7,782,636,871	円 27,139,263,760
前年度処分額	6,756,291,002	-	-	-	-	-	1,004,912,451	△7,761,203,453	△6,756,291,002	-	0
議会の議決による処分額	6,312,745,309	-	-	-	-	-	-	△6,312,745,309	△6,312,745,309	-	0
資本金への組入	6,312,745,309	-	-	-	-	-	-	△6,312,745,309	△6,312,745,309	-	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	443,545,693	-	-	-	-	-	1,004,912,451	△1,448,458,144	△443,545,693	-	0
資本金への組入	443,545,693	-	-	-	-	-	-	△443,545,693	△443,545,693	-	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	1,004,912,451	△1,004,912,451	0	0

処 分 後 残 高	18,446,129,470	5,057,189,267	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,666,788,421	21,433,418	1,004,912,451	(繰越利益剰余金) 0	1,026,345,869	27,139,263,760
当 年 度 変 動 額	161,724,000	-	-	-	-	-	-	△1,004,912,451	2,487,425,851	1,482,513,400	1,644,237,400
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	△1,004,912,451	1,004,912,451	0	0
他会計繰入金の受入	161,724,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161,724,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,482,513,400	1,482,513,400	1,482,513,400
当 年 度 末 残 高	18,607,853,470	5,057,189,267	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,666,788,421	21,433,418	0	(当年度末繰越利益剰余金) 2,487,425,851	2,508,859,269	28,783,501,160

平成27年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	18,607,853,470	7,666,788,421	2,487,425,851
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,004,912,451	-	△2,487,425,851
資 本 金 へ の 組 入	1,004,912,451	-	△1,004,912,451
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△740,513,400
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	-	-	△742,000,000
処 分 後 残 高	19,612,765,921	7,666,788,421	(繰越利益剰余金) 0

平成27年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成28年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,030,019,780	
ロ 建 物	4,434,621,903		
減 価 償 却 累 計 額	△2,297,783,666	2,136,838,237	
ハ 構 築 物	90,676,722,604		
減 価 償 却 累 計 額	△37,625,651,442	53,051,071,162	
ニ 機 械 及 び 装 置	14,087,372,327		
減 価 償 却 累 計 額	△11,643,149,571	2,444,222,756	
ホ 車 両 運 搬 具	96,473,968		
減 価 償 却 累 計 額	△86,061,773	10,412,195	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	433,259,619		
減 価 償 却 累 計 額	△342,481,694	90,777,925	
トリ ー ス 資 産	408,333		
減 価 償 却 累 計 額	△323,750	84,583	
チ 建 設 仮 勘 定		175,691,567	
有 形 固 定 資 産 合 計			59,939,118,205
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		5,504,600	
ロ ダ ム 使 用 権		2,392,517,608	
ハ 専 用 橋 利 用 権		90,187,813	
ニ 施 設 利 用 権		17,077,170	
無 形 固 定 資 産 合 計			2,505,287,191

(3) 投	資		
イ 出	資	4,800,000	
投	資		4,800,000
固 定	資 産 合 計		62,449,205,396
2 流	動 資 産		
(1) 現	金 ・ 預 金		9,024,984,023
(2) 未	収 金	895,803,523	
貸	倒 引 当 金	<u>△36,135,353</u>	859,668,170
(3) 貯	蔵 品		58,588,082
(4) 前	払 金		<u>10,373,850</u>
流 動	資 産 合 計		<u>9,953,614,125</u>
資 産	合 計		<u><u>72,402,819,521</u></u>

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定	負 債		
(1) 企	業 債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>23,799,773,981</u>	
企 業	債 合 計		23,799,773,981
(2) リ	ー ス 債 務		44,333
(3) 引	当 金		
イ	退職給付引当金	1,252,315,390	
ロ	修繕引当金	<u>978,113,517</u>	
引 当	金 合 計		<u>2,230,428,907</u>
固 定	負 債 合 計		26,030,247,221
4 流 動	負 債		
(1) 企	業 債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,431,955,822</u>	
企 業	債 合 計		1,431,955,822
(2) リ	ー ス 債 務		28,000
(3) 未	払 金		1,048,605,707
(4) 引	当 金		
イ	賞与引当金	55,214,197	
ロ	法定福利費引当金	<u>10,440,850</u>	
引 当	金 合 計		65,655,047
(5) 預	り 金		195,585,495
(6) そ の 他	流 動 負 債		<u>1,600,000</u>
流 動	負 債 合 計		2,743,430,071
5 繰	延 収 益		
長 期	前 受 金		16,009,033,234
収 益	化 累 計 額		<u>△1,163,392,165</u>
繰 延	収 益 合 計		<u>14,845,641,069</u>
負 債	合 計		<u><u>43,619,318,361</u></u>
		資 本 の 部	
6 資	本 金		18,607,853,470
7 剰	余 金		
(1) 資	本 剰 余 金		
イ	受贈財産評価額	5,057,189,267	
ロ	補助金	295,420,304	
ハ	寄附金	2,297,129,954	
ニ	その他資本剰余金	<u>17,048,896</u>	
資 本	剰 余 金 合 計		7,666,788,421
(2) 利	益 剰 余 金		

イ 建設改良積立金	21,433,418	
ロ 当年度未処分利益剰余金	2,487,425,851	
利益剰余金合計		2,508,859,269
剰余金合計		10,175,647,690
資 本 合 計		28,783,501,160
負債資本合計		72,402,819,521

平成27年度秋田市下水道事業会計決算認定の件 | により、平成27年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 | する。

平成27年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比へ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 入	円 10,983,082,000	円 △148,233,000	円 -	円 10,834,849,000	円 10,853,468,368	円 18,619,368	
第1項 営業収益	7,479,815,000	△34,823,000	-	7,444,992,000	7,469,929,746	24,937,746	(うち、消費税及び地方消費税相当分 400,823,213円)
第2項 営業外収益	3,462,846,000	△73,505,000	-	3,389,341,000	3,382,757,065	△6,583,935	(" 140,795円)
第3項 特別利益	40,421,000	△39,905,000	-	516,000	781,557	265,557	(" 42,722円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 下水道事業 費 用	円 10,112,570,000	円 △265,399,000	円 -	円 -	円 -	円 9,847,171,000	円 -	円 9,847,171,000	円 9,650,681,422	円 2,538,000	円 193,951,578	
第1項 営業費用	8,306,764,000	△168,515,000	-	-	-	8,138,249,000	-	8,138,249,000	7,977,926,671	2,538,000	157,784,329	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 174,031,838円)
第2項 営業外 費 用	1,801,255,000	△97,039,000	-	-	-	1,704,216,000	-	1,704,216,000	1,672,151,350	-	32,064,650	
第3項 特別損失	2,001,000	155,000	-	-	-	2,156,000	-	2,156,000	603,401	-	1,552,599	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 22,163円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比へ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費繰 越額に 係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 4,819,254,000	円 △130,039,000	円 4,689,215,000	円 1,071,000,000	円 -	円 5,760,215,000	円 4,662,689,494	円 △1,097,525,506	
第1項 企 業 債	2,908,500,000	21,600,000	2,930,100,000	689,200,000	-	3,619,300,000	2,799,800,000	△819,500,000	翌年度繰越額 521,100,000円

第2項 出資金	906,651,000	618,000	907,269,000	-	-	907,269,000	907,269,000	0	
第3項 補助金	920,300,000	△115,810,000	804,490,000	381,800,000	-	1,186,290,000	903,062,775	△283,227,225	翌年度繰越額 284,735,000円
第4項 負担金	83,802,000	△36,519,000	47,283,000	-	-	47,283,000	52,484,279	5,201,279	
第5項 固定資産売却代金	1,000	72,000	73,000	-	-	73,000	73,440	440	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 5,440円

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	8,886, 円 540,000	△79, 円 535,000	円 -	8,807, 円 005,000	1,395, 円 821,000	円 -	10,202, 円 826,000	8,938, 円 845,395	750, 円 553,000	200, 円 000,000	950, 円 553,000	313, 円 427,605	
第1項 建設改良費	3,080, 円 188,000	△91, 円 696,000	-	2,988, 円 492,000	1,395, 円 821,000	-	4,384, 円 313,000	3,120, 円 335,182	750, 円 553,000	200, 円 000,000	950, 円 553,000	313, 円 424,818	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 211,623,306円
第2項 企業債償還金	5,806, 円 352,000	12,161,000	-	5,818, 円 513,000	-	-	5,818, 円 513,000	5,818, 円 510,213	-	-	-	2,787	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,276,155,901円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,529,454円、減債積立金680,237,764円、過年度分損益勘定留保資金829,245,287円および当年度分損益勘定留保資金2,673,143,396円で補てんした。

平成27年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	5,020,512,533		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,048,269,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	325,000	7,069,106,533	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	374,520,260		
(2) ポ ン プ 場 費	252,308,722		
(3) 処 理 場 費	590,719,868		
(4) 流 域 下 水 道 費	860,734,684		
(5) 業 務 費	281,889,144		
(6) 総 係 費	256,035,012		
(7) 減 価 償 却 費	5,143,582,004		
(8) 資 産 減 耗 費	44,105,139	7,803,894,833	
営 業 損 失			734,788,300
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,265,778		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,435,957,000		
(3) 補 助 金	1,900,000		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,940,164,620		
(5) 雑 収 益	3,329,006	3,382,616,404	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,501,824,765		
(2) 雑 支 出	36,903,444	1,538,728,209	1,843,888,195
経 常 利 益			1,109,099,895
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	738,835	738,835	
6 特 別 損 失			

(1) 固定資産売却損	155,500		
(2) 過年度損益修正損	425,738	581,238	157,597
当年度純利益			1,109,257,492
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			680,237,764
当年度未処分利益剰余金			1,789,495,256

平成27年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	剰 余 金									資本合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産 評価額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	25,883,823,604	2,025,192,018	1,289,373,539	21,327	1,215,958,774	4,530,545,658	-	4,613,120,790	4,613,120,790	35,027,490,052
前年度処分数額	3,932,883,026	-	-	-	-	-	680,237,764	△4,613,120,790	△3,932,883,026	0
議会の議決による処分数額	3,508,241,932	-	-	-	-	-	-	△3,508,241,932	△3,508,241,932	0
資本金への組入	3,508,241,932	-	-	-	-	-	-	△3,508,241,932	△3,508,241,932	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分数額	424,641,094	-	-	-	-	-	680,237,764	△1,104,878,858	△424,641,094	0
資本金への組入	424,641,094	-	-	-	-	-	-	△424,641,094	△424,641,094	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	680,237,764	△680,237,764	0	0
処 分 後 残 高	29,816,706,630	2,025,192,018	1,289,373,539	21,327	1,215,958,774	4,530,545,658	680,237,764	(繰越利益剰余金) 0	680,237,764	35,027,490,052
当年度変動額	907,269,000	25,550,197	-	-	-	25,550,197	△680,237,764	1,789,495,256	1,109,257,492	2,042,076,689
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△680,237,764	680,237,764	0	0
受贈財産の受入	-	25,550,197	-	-	-	25,550,197	-	-	-	25,550,197
他会計繰入金の受入	907,269,000	-	-	-	-	-	-	-	-	907,269,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,109,257,492	1,109,257,492	1,109,257,492
当年度末残高	30,723,975,630	2,050,742,215	1,289,373,539	21,327	1,215,958,774	4,556,095,855	0	(当年度未処分利益剰余金) 1,789,495,256	1,789,495,256	37,069,566,741

平成27年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	30,723,975,630	4,556,095,855	1,789,495,256
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分数額	680,237,764	-	△1,789,495,256
資 本 金 へ の 組 入	680,237,764	-	△680,237,764
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△1,109,257,492
処 分 後 残 高	31,404,213,394	4,556,095,855	(繰越利益剰余金) 0

平成27年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成28年3月31日)

		資 産 の 部		円	円
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		2,672,585,125		
ロ	建 物	4,476,340,118			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,722,109,312</u>	2,754,230,806		
ハ	構 築 物	193,599,719,004			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△48,975,561,275</u>	144,624,157,729		
ニ	機 械 及 び 装 置	22,431,233,356			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△11,869,690,889</u>	10,561,542,467		
ホ	車 両 運 搬 具	22,246,588			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△17,799,564</u>	4,447,024		
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	29,882,353			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△24,818,311</u>	5,064,042		
ト	建 設 仮 勘 定		286,012,681		
	有 形 固 定 資 産 合 計			160,908,039,874	
(2)	無 形 固 定 資 産				
イ	施 設 利 用 権		9,254,456,258		
ロ	電 話 加 入 権		<u>12,219,200</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			9,266,675,458	
	固 定 資 産 合 計				170,174,715,332
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 ・ 預 金			4,005,222,779	
(2)	未 収 金		680,621,294		
	貸 倒 引 当 金		<u>△40,870,132</u>	639,751,162	
(3)	前 払 金			158,010,000	
(4)	そ の 他 流 動 資 産			<u>100,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				4,803,083,941
	資 産 合 計				174,977,799,273

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金20,447,817円を予定している。

		負 債 の 部		円	円
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>70,019,064,263</u>		
	企 業 債 合 計			70,019,064,263	
(2)	引 当 金				
イ	退 職 給 付 引 当 金		853,604,381		
ロ	修 繕 引 当 金		<u>1,016,774,000</u>		
	引 当 金 合 計			1,870,378,381	
	固 定 負 債 合 計				71,889,442,644
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>5,862,570,944</u>		
	企 業 債 合 計			5,862,570,944	
(2)	未 払 金			1,203,268,153	
(3)	引 当 金				
イ	賞 与 引 当 金		<u>36,449,971</u>		
ロ	法 定 福 利 費 引 当 金		<u>6,889,248</u>		

引当金合計		43,339,219	
(4) その他流動負債		1,955,997	
流動負債合計			7,111,134,313
5 繰延収益			
長期前受金		62,854,624,321	
収益化累計額		△3,946,968,746	
繰延収益合計			58,907,655,575
負債合計			137,908,232,532
資 本 の 部			
6 資本金			30,723,975,630
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,050,742,215		
ロ 負担金	1,289,373,539		
ハ 寄附金	21,327		
ニ 補助金	1,215,958,774		
資本金剰余金合計		4,556,095,855	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	1,789,495,256		
利益剰余金合計		1,789,495,256	
剰余金合計			6,345,591,111
資本合計			37,069,566,741
負債資本合計			174,977,799,273

平成27年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 により、平成27年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

平成27年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業収益	円 861,490,000	円 △17,491,000	円 -	円 843,999,000	円 843,208,475	円 △790,525	
第1項 営業収益	145,044,000	△1,316,000	-	143,728,000	142,919,632	△808,368	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 10,496,484円
第2項 営業外収益	716,445,000	△17,085,000	-	699,360,000	699,377,129	17,129	
第3項 特別利益	1,000	910,000	-	911,000	911,714	714	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 47,396円
第2款 個別排水処理 事業収益	30,701,000	△874,000	-	29,827,000	29,712,052	△114,948	
第1項 営業収益	8,522,000	200,000	-	8,722,000	8,608,885	△113,115	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 636,340円
第2項 営業外収益	22,177,000	△1,074,000	-	21,103,000	21,103,167	167	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	892,191,000	△18,365,000	-	873,826,000	872,920,527	△905,473	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 農業集落排水 事業費用	860,335,000 円	△16,715,000 円	円	円	円	843,620,000 円	円	843,620,000 円	803,196,645 円	円	40,423,355 円	
第1項 営業費用	745,631,000	△15,377,000	-	△1,853,000	-	728,401,000	-	728,401,000	688,528,710	-	39,872,290	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 11,490,638円)
第2項 営業外 費用	97,495,000	△1,338,000	-	1,853,000	-	98,010,000	-	98,010,000	98,008,935	-	1,065	
第3項 特別損失	16,709,000	-	-	-	-	16,709,000	-	16,709,000	16,659,000	-	50,000	
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000	
第2款 個別排水処理 事業費用	31,065,000	△888,000	-	-	-	30,177,000	-	30,177,000	27,500,574	-	2,676,426	
第1項 営業費用	27,950,000	△569,000	-	-	-	27,381,000	-	27,381,000	24,807,371	-	2,573,629	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 844,684円)
第2項 営業外 費用	3,013,000	△319,000	-	-	-	2,694,000	-	2,694,000	2,693,203	-	797	
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	2,000	
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000	
合 計	891,400,000	△17,603,000	-	0	-	873,797,000	-	873,797,000	830,697,219	-	43,099,781	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	103,135,000 円	△5,141,000 円	97,994,000 円	円	円	97,994,000 円	97,680,560 円	△313,440 円	
第1項 企業債	4,100,000	△400,000	3,700,000	-	-	3,700,000	3,000,000	△700,000	
第2項 出資金	81,022,000	△5,098,000	75,924,000	-	-	75,924,000	75,924,000	0	
第3項 補助金	2,100,000	△350,000	1,750,000	-	-	1,750,000	1,750,000	0	
第4項 負担金	2,000,000	707,000	2,707,000	-	-	2,707,000	3,093,560	386,560	
第5項 基金 繰入	13,913,000	-	13,913,000	-	-	13,913,000	13,913,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	28,484,000	△10,970,000	17,514,000	6,634,000	-	24,148,000	15,284,200	△8,863,800	
第1項 企業債	11,200,000	△4,200,000	7,000,000	5,600,000	-	12,600,000	4,000,000	△8,600,000	
第2項 出資金	10,978,000	△927,000	10,051,000	-	-	10,051,000	10,051,000	0	

第3項 補助金	4,700,000	△4,700,000	0	770,000	-	770,000	770,000	0
第4項 負担金	1,606,000	△1,143,000	463,000	264,000	-	727,000	463,200	△263,800
合 計	131,619,000	△16,111,000	115,508,000	6,634,000	-	122,142,000	112,964,760	△9,177,240

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水事業資本的支出	306,694,000	△4,575,000	円-	302,119,000	円-	円-	302,119,000	301,321,708	円-	円-	円-	797,292	
第1項 建設改良費	18,561,000	△5,381,000	-	13,180,000	-	-	13,180,000	12,388,775	-	-	-	791,225	(うち、消費税及び地方消費税相当分585,940円)
第2項 企業債還金	288,092,000	812,000	-	288,904,000	-	-	288,904,000	288,897,933	-	-	-	6,067	
第3項 投資	41,000	△6,000	-	35,000	-	-	35,000	35,000	-	-	-	0	
第2款 個別排水処理事業資本的支出	32,781,000	△10,980,000	-	21,801,000	7,632,000	-	29,433,000	19,605,170	-	-	-	9,827,830	
第1項 建設改良費	27,756,000	△11,037,000	-	16,719,000	7,632,000	-	24,351,000	14,524,993	-	-	-	9,826,007	(うち、消費税及び地方消費税相当分406,845円)
第2項 企業債還金	5,025,000	57,000	-	5,082,000	-	-	5,082,000	5,080,177	-	-	-	1,823	
合 計	339,475,000	△15,555,000	-	323,920,000	7,632,000	-	331,552,000	320,926,878	-	-	-	10,625,122	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額207,962,118円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額542,655円、減債積立金24,391,677円および過年度分損益勘定留保資金183,027,786円で補てんした。

平成27年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	131,472,148			
(2) 他会計負担金	951,000	132,423,148		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,660,489			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	5,312,056	7,972,545	140,395,693	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	31,920,064			
(2) 処 理 場 費	118,267,727			
(3) 業 務 費	4,373,520			
(4) 総 係 費	16,638,292			
(5) 減 価 償 却 費	503,692,200			
(6) 資 産 減 耗 費	2,146,269	677,038,072		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	3,188,150			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	73,149			

(3) 個別排水処理施設減価償却費	3,330,289			
(4) 特定地域生活排水処理施設浄化槽費	8,158,220			
(5) 特定地域生活排水処理施設業務費	250,624			
(6) 特定地域生活排水処理施設減価償却費	8,962,255	23,962,687	701,000,759	
営業損失				560,605,066
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	208,656			
(2) 他会計補助金	409,051,000			
(3) 長期前受金戻入	290,078,390			
(4) 雑収益	39,175	699,377,221		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設他会計補助金	4,969,000			
(2) 個別排水処理施設長期前受金戻入	276,104			
(3) 特定地域生活排水処理施設他会計補助金	14,755,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設長期前受金戻入	1,103,063	21,103,167	720,480,388	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	89,358,035			
(2) 雑支出	10,348,749	99,706,784		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設支払利息及び企業債取扱諸費	752,944			
(2) 特定地域生活排水処理施設支払利息及び企業債取扱諸費	1,940,259	2,693,203	102,399,987	618,080,401
経常利益				57,475,335
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過年度損益修正益	864,318	864,318	864,318	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) その他特別損失	16,659,000	16,659,000	16,659,000	△15,794,682
当年度純利益				41,680,653
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				24,391,677
当年度未処分利益剰余金				66,072,330

平成27年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	資本金	剰 余 金						資本合計
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		負 担 金	補 助 金	資本剰余金 合計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	円 2,198,452,903	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 -	円 260,065,584	円 260,065,584	円 2,681,162,841
前年度処分数額	235,673,907	-	-	-	24,391,677	△260,065,584	△235,673,907	0
議会の議決による処分数額	204,619,288	-	-	-	-	△204,619,288	△204,619,288	0
資本金への組入	204,619,288	-	-	-	-	△204,619,288	△204,619,288	0

秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	31,054,619	-	-	-	24,391,677	△55,446,296	△31,054,619	0
資本金への組入	31,054,619	-	-	-	-	△31,054,619	△31,054,619	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	24,391,677	△24,391,677	0	0
処 分 後 残 高	2,434,126,810	3,560,414	219,083,940	222,644,354	24,391,677	(繰越利益剰余金) 0	24,391,677	2,681,162,841
当 年 度 変 動 額	85,975,000	-	-	-	△24,391,677	66,072,330	41,680,653	127,655,653
減債積立金の取崩	-	-	-	-	△24,391,677	24,391,677	0	0
他会計繰入金の受入	85,975,000	-	-	-	-	-	-	85,975,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	41,680,653	41,680,653	41,680,653
当 年 度 末 残 高	2,520,101,810	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度未処分利益剰余金) 66,072,330	66,072,330	2,808,818,494

平成27年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 2,520,101,810	円 222,644,354	円 66,072,330
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	24,391,677	-	△66,072,330
資 本 金 へ の 組 入	24,391,677	-	△24,391,677
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△41,680,653
処 分 後 残 高	2,544,493,487	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

平成27年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(平成28年3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		112,061,783		
ロ 建 物	2,187,428,385			
減 価 償 却 累 計 額	△389,517,250		1,797,911,135	
ハ 構 築 物	11,109,723,682			
減 価 償 却 累 計 額	△1,740,015,998		9,369,707,684	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,582,437,809			
減 価 償 却 累 計 額	△1,493,693,751		1,088,744,058	
ホ 建 設 仮 勘 定		8,049,830		
有 形 固 定 資 産 合 計			12,376,474,490	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		4,176,000		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000	
(3) 投 資 金				
イ 基 金		48,583,000		
投 資 合 計			48,583,000	
固 定 資 産 合 計				12,429,233,490
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			541,592,100	
(2) 未 収 金		26,615,615		

貸倒引当金	△1,361,846	25,253,769	
流動資産合計			566,845,869
資産合計			<u>12,996,079,359</u>

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	4,009,057,516		
企業債合計		4,009,057,516	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	36,385,000		
ロ 修繕引当金	16,000,000		
引当金合計		52,385,000	
固定負債合計			4,061,442,516
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	299,757,749		
企業債合計		299,757,749	
(2) 未払金		31,104,031	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	2,845,195		
ロ 法定福利費引当金	526,879		
引当金合計		3,372,074	
(4) その他流動負債		350,000	
流動負債合計			334,583,854
5 繰延収益			
長期前受金		6,380,120,002	
収益化累計額		△588,885,507	
繰延収益合計			5,791,234,495
負債合計			<u>10,187,260,865</u>
資本の部			
6 資本金			2,520,101,810
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 負担金	3,560,414		
ロ 補助金	219,083,940		
資本剰余金合計		222,644,354	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	66,072,330		
利益剰余金合計		66,072,330	
剰余金合計			288,716,684
資本合計			2,808,818,494
負債資本合計			<u>12,996,079,359</u>

秋田市告示第272号

平成28年10月7日の「平成28年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年10月12日

秋田市長 穂 積 志

平成27年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	市 税	43,423,589,000	46,418,404,448	43,605,177,233	303,871,247	2,511,323,025	181,588,233
	1 市民税	19,943,055,000	20,818,814,953	19,990,298,201	51,822,456	777,908,483	47,243,201
	2 固定資産税	19,058,157,000	21,106,555,267	19,173,666,161	247,107,494	1,686,448,212	115,509,161
	3 軽自動車税	569,493,000	609,561,673	571,391,943	4,119,097	34,136,903	1,898,943
	4 市たばこ税	2,308,798,000	2,313,412,753	2,313,412,753	0	0	4,614,753
	5 鉱産税	9,494,000	9,380,000	9,380,000	0	0	△114,000
	6 特別土地 保有税	1,000	18,324,900	18,324,900	0	0	18,323,900
	7 入湯税	30,166,000	30,291,675	30,291,675	0	0	125,675
	8 事業所税	1,504,425,000	1,512,063,227	1,498,411,600	822,200	12,829,427	△6,013,400
2	地方譲与税	891,805,000	948,548,904	948,548,904	0	0	56,743,904
	1 地方揮発油 譲与税	257,871,000	264,403,000	264,403,000	0	0	6,532,000
	2 自動車重量 譲与税	564,518,000	605,726,000	605,726,000	0	0	41,208,000
	3 地方道路 譲与税	1,000	15	15	0	0	△985
	4 特別とん 譲与税	27,045,000	27,133,889	27,133,889	0	0	88,889
	5 航空機燃料 譲与税	42,370,000	51,286,000	51,286,000	0	0	8,916,000
3	利子割交付金	63,734,000	70,555,000	70,555,000	0	0	6,821,000
	1 利子割 交付金	63,734,000	70,555,000	70,555,000	0	0	6,821,000
4	配当割交付金	192,004,000	150,473,000	150,473,000	0	0	△41,531,000
	1 配当割 交付金	192,004,000	150,473,000	150,473,000	0	0	△41,531,000
5	株式等譲渡所得割交付金	84,578,000	103,561,000	103,561,000	0	0	18,983,000
	1 株式等 譲渡所得割 交付金	84,578,000	103,561,000	103,561,000	0	0	18,983,000
6	地方消費税交付金	5,757,000,000	6,441,081,000	6,441,081,000	0	0	684,081,000
	1 地方消費税 交付金	5,757,000,000	6,441,081,000	6,441,081,000	0	0	684,081,000
7	ゴルフ場利用税交付金	58,682,000	69,904,240	69,904,240	0	0	11,222,240

	1 ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	58,682,000	69,904,240	69,904,240	0	0	11,222,240
8	自動車取得税交付金	109,998,000	123,039,000	123,039,000	0	0	13,041,000
	1 自動車取得税 交 付 金	109,998,000	123,039,000	123,039,000	0	0	13,041,000
9	国有提供施設等所在市助成 交付金	6,248,000	5,659,000	5,659,000	0	0	△589,000
	1 国有提供施設等 所在市助成 交 付 金	6,248,000	5,659,000	5,659,000	0	0	△589,000
10	地方特例交付金	181,030,000	181,030,000	181,030,000	0	0	0
	1 地 方 特 例 交 付 金	181,030,000	181,030,000	181,030,000	0	0	0
11	地方交付税	22,534,000,000	22,279,547,000	22,279,547,000	0	0	△254,453,000
	1 地方交付税	22,534,000,000	22,279,547,000	22,279,547,000	0	0	△254,453,000
12	交通安全対策特別交付金	90,000,000	69,401,000	69,401,000	0	0	△20,599,000
	1 交通安全対策 特別交付金	90,000,000	69,401,000	69,401,000	0	0	△20,599,000
13	分担金及び負担金	1,206,349,000	1,287,705,110	1,191,695,005	2,852,450	93,207,046	△14,653,995
	1 分 担 金	960,000	800,000	800,000	0	0	△160,000
	2 負 担 金	1,205,389,000	1,286,905,110	1,190,895,005	2,852,450	93,207,046	△14,493,995
14	使用料及び手数料	2,311,915,000	2,450,984,773	2,324,887,274	0	126,097,499	12,972,274
	1 使 用 料	1,038,614,000	1,169,096,548	1,042,999,049	0	126,097,499	4,385,049
	2 手 数 料	1,273,301,000	1,281,888,225	1,281,888,225	0	0	8,587,225
15	国庫支出金	22,030,870,000	21,751,492,658	20,519,086,658	0	1,232,406,000	△1, 511,783,342
	1 国庫負担金	16,214,020,000	16,124,551,246	16,076,527,246	0	48,024,000	△137,492,754
	2 国庫補助金	5,742,337,000	5,546,829,217	4,362,447,217	0	1,184,382,000	△1, 379,889,783
	3 委 託 金	74,513,000	80,112,195	80,112,195	0	0	5,599,195
16	県支出金	8,808,388,000	8,598,960,829	8,584,457,829	0	14,503,000	△223,930,171
	1 県 負 担 金	4,785,282,000	4,777,633,565	4,777,633,565	0	0	△7,648,435
	2 県 補 助 金	3,351,689,000	3,169,081,303	3,154,578,303	0	14,503,000	△197,110,697
	3 委 託 金	671,417,000	652,245,961	652,245,961	0	0	△19,171,039
17	財産収入	274,457,000	279,598,957	277,406,845	0	2,192,112	2,949,845
	1 財 産 運 用 収 入	193,667,000	196,654,277	194,462,165	0	2,192,112	795,165

	2 財産売却収入	80,790,000	82,944,680	82,944,680	0	0	2,154,680
18 寄附金		268,271,000	269,943,096	269,943,096	0	0	1,672,096
	1 寄附金	268,271,000	269,943,096	269,943,096	0	0	1,672,096
19 繰入金		8,971,872,000	7,443,936,000	7,443,936,000	0	0	△1,527,936,000
	1 特別会計繰入金	276,811,000	276,811,000	276,811,000	0	0	0
	2 基金繰入金	8,695,061,000	7,167,125,000	7,167,125,000	0	0	△1,527,936,000
20 繰越金		2,595,625,000	2,595,625,331	2,595,625,331	0	0	331
	1 繰越金	2,595,625,000	2,595,625,331	2,595,625,331	0	0	331
21 諸収入		7,580,162,000	7,555,984,919	7,394,708,588	17,648,858	143,646,262	△185,453,412
	1 延滞金、加算金及び過	30,001,000	59,548,521	59,567,310	0	0	29,566,310
	2 市預金利子	602,000	209,790	209,790	0	0	△392,210
	3 貸付金元利収入	6,312,056,000	6,127,051,007	6,118,688,606	0	8,362,401	△193,367,394
	4 受託事業収入	5,934,000	5,986,000	5,986,000	0	0	52,000
	5 雑入	1,231,569,000	1,363,189,601	1,210,256,882	17,648,858	135,283,861	△21,312,118
22 市債		16,558,800,000	14,535,600,000	14,535,600,000	0	0	△2,023,200,000
	1 市債	16,558,800,000	14,535,600,000	14,535,600,000	0	0	△2,023,200,000
歳入合計		143,999,377,000	143,631,035,265	139,185,323,003	324,372,555	4,123,374,944	△4,814,053,997

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		779,581,000	773,238,103	0	6,342,897	6,342,897
	1 議会費	779,581,000	773,238,103	0	6,342,897	6,342,897
2 総務費		27,190,815,000	25,958,873,897	535,098,000	696,843,103	1,231,941,103
	1 総務管理費	24,964,144,000	23,911,722,601	451,407,000	601,014,399	1,052,421,399
	2 徴税費	1,145,136,000	1,102,788,499	0	42,347,501	42,347,501
	3 戸籍住民基本台帳費	538,391,000	437,572,752	83,691,000	17,127,248	100,818,248
	4 選挙費	228,820,000	225,911,770	0	2,908,230	2,908,230

	5 統計調査費	220,525,000	190,392,129	0	30,132,871	30,132,871
	6 監査委員費	93,799,000	90,486,146	0	3,312,854	3,312,854
3 民生費		46,718,949,000	45,928,287,859	39,380,000	751,281,141	790,661,141
	1 社会福祉費	21,767,721,000	21,420,396,318	0	347,324,682	347,324,682
	2 児童福祉費	15,379,980,000	15,158,291,224	39,380,000	182,308,776	221,688,776
	3 生活保護費	9,523,653,000	9,310,344,174	0	213,308,826	213,308,826
	4 国民年金費	45,645,000	37,856,143	0	7,788,857	7,788,857
	5 災害救助費	1,950,000	1,400,000	0	550,000	550,000
4 衛生費		9,589,822,000	9,292,562,161	0	297,259,839	297,259,839
	1 環境衛生費	534,851,000	521,663,345	0	13,187,655	13,187,655
	2 保健所費	1,715,489,000	1,640,508,290	0	74,980,710	74,980,710
	3 清掃費	5,042,678,000	4,875,805,444	0	166,872,556	166,872,556
	4 病院費	1,291,429,000	1,291,362,845	0	66,155	66,155
	5 上水道費	201,469,000	201,469,000	0	0	0
	6 食肉衛生検査所費	165,822,000	164,244,876	0	1,577,124	1,577,124
	7 母子衛生費	638,084,000	597,508,361	0	40,575,639	40,575,639
5 労働費		416,292,000	412,564,993	0	3,727,007	3,727,007
	1 労働諸費	416,292,000	412,564,993	0	3,727,007	3,727,007
6 農林水産業費		3,065,100,000	2,729,016,298	78,709,000	257,374,702	336,083,702
	1 農業費	2,318,054,000	1,988,870,606	78,709,000	250,474,394	329,183,394
	2 農業集落排水費	515,701,000	515,701,000	0	0	0
	3 林業費	231,345,000	224,444,692	0	6,900,308	6,900,308
7 商工費		7,869,047,000	7,699,590,043	0	169,456,957	169,456,957
	1 商工費	7,869,047,000	7,699,590,043	0	169,456,957	169,456,957
8 土木費		15,936,146,000	13,499,083,146	1,792,606,000	644,456,854	2,437,062,854
	1 土木管理費	502,640,000	320,066,177	176,657,000	5,916,823	182,573,823
	2 道路橋りょう費	5,549,990,000	4,034,623,146	948,787,000	566,579,854	1,515,366,854

	3 河川費	240,835,000	153,985,855	84,486,000	2,363,145	86,849,145
	4 港湾費	169,257,000	168,274,563	0	982,437	982,437
	5 都市計画費	4,207,141,000	3,594,905,333	582,676,000	29,559,667	612,235,667
	6 下水道費	4,391,495,000	4,391,495,000	0	0	0
	7 住宅費	874,788,000	835,733,072	0	39,054,928	39,054,928
9	消 防 費	4,817,817,000	4,670,084,241	94,816,000	52,916,759	147,732,759
	1 消 防 費	4,817,817,000	4,670,084,241	94,816,000	52,916,759	147,732,759
10	教 育 費	12,355,264,000	11,238,151,979	714,214,000	402,898,021	1,117,112,021
	1 教育総務費	1,434,811,000	1,357,252,359	0	77,558,641	77,558,641
	2 小学校費	3,818,526,000	3,253,838,523	482,494,000	82,193,477	564,687,477
	3 中学校費	1,958,696,000	1,622,987,576	231,720,000	103,988,424	335,708,424
	4 高等学校費	894,014,000	866,469,031	0	27,544,969	27,544,969
	5 幼稚園費	445,427,000	407,686,349	0	37,740,651	37,740,651
	6 社会教育費	1,980,585,000	1,933,187,967	0	47,397,033	47,397,033
	7 保健体育費	667,726,000	647,223,970	0	20,502,030	20,502,030
	8 専修学校費	133,930,000	131,848,755	0	2,081,245	2,081,245
	9 大学費	1,021,549,000	1,017,657,449	0	3,891,551	3,891,551
11	災害復旧費	128,205,000	54,363,902	72,000,000	1,841,098	73,841,098
	1 農林水産施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	128,201,000	54,363,902	72,000,000	1,837,098	73,837,098
	3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12	公 債 費	15,054,344,000	15,027,235,303	0	27,108,697	27,108,697
	1 公 債 費	15,054,344,000	15,027,235,303	0	27,108,697	27,108,697
13	諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予 備 費	77,994,000	0	0	77,994,000	77,994,000
	1 予 備 費	77,994,000	0	0	77,994,000	77,994,000

歳 出 合 計	143,999,377,000	137,283,051,925	3,326,823,000	3,389,502,075	6,716,325,075
---------	-----------------	-----------------	---------------	---------------	---------------

歳入歳出差引残額 1,902,271,078円

平成27年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国庫支出金	1,079,569,000	1,080,583,000	719,824,000	0	360,759,000	△359,745,000
	1 国庫補助金	1,079,569,000	1,080,583,000	719,824,000	0	360,759,000	△359,745,000
2	換地清算金	381,000	1,425,421	1,425,421	0	0	1,044,421
	1 換地清算金	381,000	1,425,421	1,425,421	0	0	1,044,421
3	財産収入	1,165,000	4,058,379	3,980,379	0	78,000	2,815,379
	1 財産売払 収入	1,165,000	4,058,379	3,980,379	0	78,000	2,815,379
4	繰入金	1,152,628,000	1,149,769,699	817,334,699	0	332,435,000	△335,293,301
	1 一般会計 繰入金	1,152,628,000	1,149,769,699	817,334,699	0	332,435,000	△335,293,301
5	繰越金	42,000,000	102,472,863	102,472,863	0	0	60,472,863
	1 繰越金	42,000,000	102,472,863	102,472,863	0	0	60,472,863
	歳入合計	2,275,743,000	2,338,309,362	1,645,037,362	0	693,272,000	△630,705,638

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	事業費	2,273,243,000	1,533,302,016	693,158,000	46,782,984	739,940,984
	1 土地区画 整理費	2,273,243,000	1,533,302,016	693,158,000	46,782,984	739,940,984
2	公債費	1,500,000	114,324	0	1,385,676	1,385,676
	1 公債費	1,500,000	114,324	0	1,385,676	1,385,676
3	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	歳出合計	2,275,743,000	1,533,416,340	693,158,000	49,168,660	742,326,660

歳入歳出差引残額 111,621,022円

平成27年度市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	45,898,000	37,134,717	37,134,717	0	0	△8,763,283
	1 県補助金	45,898,000	37,134,717	37,134,717	0	0	△8,763,283
2	財産収入	7,604,000	10,706,964	10,706,964	0	0	3,102,964
	1 財産運用 収入	1,091,000	1,055,260	1,055,260	0	0	△35,740
	2 財産売払 収入	3,595,000	6,013,694	6,013,694	0	0	2,418,694
	3 分収林収入	2,918,000	3,638,010	3,638,010	0	0	720,010
3	繰入金	102,449,000	102,449,000	102,449,000	0	0	0
	1 一般会計 繰入金	102,449,000	102,449,000	102,449,000	0	0	0
4	繰越金	12,894,000	17,948,801	17,948,801	0	0	5,054,801
	1 繰越金	12,894,000	17,948,801	17,948,801	0	0	5,054,801
5	諸収入	309,000	327,094	327,094	0	0	18,094
	1 雑収入	309,000	327,094	327,094	0	0	18,094
6	市債	6,300,000	5,600,000	5,600,000	0	0	△700,000
	1 市債	6,300,000	5,600,000	5,600,000	0	0	△700,000
	歳入合計	175,454,000	174,166,576	174,166,576	0	0	△1,287,424

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	23,463,000	22,673,852	0	789,148	789,148
	1 総務管理費	23,463,000	22,673,852	0	789,148	789,148
2	事業費	62,949,000	47,943,174	0	15,005,826	15,005,826
	1 造林事業費	62,949,000	47,943,174	0	15,005,826	15,005,826
3	公債費	84,068,000	83,545,037	0	522,963	522,963
	1 公債費	84,068,000	83,545,037	0	522,963	522,963
4	諸支出金	4,774,000	4,450,431	0	323,569	323,569

	1 分収交付金	4,774,000	4,450,431	0	323,569	323,569
5 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		175,454,000	158,612,494	0	16,841,506	16,841,506

歳入歳出差引残額 15,554,082円

平成27年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		54,456,000	54,502,129	54,454,609	2,472	45,048	△1,391
	1 使用料	34,739,000	34,737,280	34,737,280	0	0	△1,720
	2 手数料	19,717,000	19,764,849	19,717,329	2,472	45,048	329
2 繰入金		5,221,000	3,547,897	3,547,897	0	0	△1,673,103
	1 一般会計繰入金	5,221,000	3,547,897	3,547,897	0	0	△1,673,103
3 繰越金		3,975,000	3,975,490	3,975,490	0	0	490
	1 繰越金	3,975,000	3,975,490	3,975,490	0	0	490
4 諸収入		45,000	49,385	49,385	0	0	4,385
	1 雑入	45,000	49,385	49,385	0	0	4,385
歳入合計		63,697,000	62,074,901	62,027,381	2,472	45,048	△1,669,619

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		57,376,000	54,460,254	0	2,915,746	2,915,746
	1 総務管理費	40,062,000	37,146,254	0	2,915,746	2,915,746
	2 一般会計繰出金	17,314,000	17,314,000	0	0	0
2 事業費		5,221,000	3,547,897	0	1,673,103	1,673,103
	1 事業費	5,221,000	3,547,897	0	1,673,103	1,673,103
3 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000

4 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計	63,697,000	58,008,151	0	5,688,849	5,688,849

歳入歳出差引残額 4,019,230円

平成27年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	18,962,000	19,485,483	19,485,483	0	0	523,483
	1 使用料	18,962,000	19,485,483	19,485,483	0	0	523,483
2	繰入金	57,916,000	56,674,000	56,674,000	0	0	△1,242,000
	1 一般会計 繰入金	57,916,000	56,674,000	56,674,000	0	0	△1,242,000
3	繰越金	6,601,000	7,675,805	7,675,805	0	0	1,074,805
	1 繰越金	6,601,000	7,675,805	7,675,805	0	0	1,074,805
4	諸収入	16,005,000	16,035,547	16,035,547	0	0	30,547
	1 貸付金 元利収入	16,004,000	16,004,000	16,004,000	0	0	0
	2 雑入	1,000	31,547	31,547	0	0	30,547
	歳入合計	99,484,000	99,870,835	99,870,835	0	0	386,835

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	59,207,000	58,267,255	0	939,745	939,745
	1 総務管理費	59,207,000	58,267,255	0	939,745	939,745
2	事業費	1,900,000	1,841,400	0	58,600	58,600
	1 中央卸売市場 施設整備費	1,900,000	1,841,400	0	58,600	58,600
3	公債費	38,277,000	38,086,701	0	190,299	190,299
	1 公債費	38,277,000	38,086,701	0	190,299	190,299
4	予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000

歳 出 合 計	99,484,000	98,195,356	0	1,288,644	1,288,644
---------	------------	------------	---	-----------	-----------

歳入歳出差引残額 1,675,479円

平成27年度公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	146,643,000	148,851,506	148,851,506	0	0	2,208,506
	1 使用料	146,642,000	148,847,906	148,847,906	0	0	2,205,906
	2 手数料	1,000	3,600	3,600	0	0	2,600
2	繰入金	122,069,000	113,050,000	113,050,000	0	0	△9,019,000
	1 一般会計 繰入金	122,069,000	113,050,000	113,050,000	0	0	△9,019,000
3	繰越金	6,900,000	10,538,214	10,538,214	0	0	3,638,214
	1 繰越金	6,900,000	10,538,214	10,538,214	0	0	3,638,214
4	諸収入	64,310,000	64,734,748	64,376,748	0	358,000	66,748
	1 貸付金 元利収入	64,016,000	64,016,000	64,016,000	0	0	0
	2 雑収入	294,000	718,748	360,748	0	358,000	66,748
5	財産収入	0	695,879	695,879	0	0	695,879
	1 財産運用 収入	0	695,879	695,879	0	0	695,879
	歳入合計	339,922,000	337,870,347	337,512,347	0	358,000	△2,409,653

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	198,934,000	195,214,161	0	3,719,839	3,719,839
	1 総務管理費	198,934,000	195,214,161	0	3,719,839	3,719,839
2	事業費	21,600,000	18,694,800	0	2,905,200	2,905,200
	1 地方卸売市場 施設整備費	21,600,000	18,694,800	0	2,905,200	2,905,200
3	公債費	118,988,000	118,719,891	0	268,109	268,109
	1 公債費	118,988,000	118,719,891	0	268,109	268,109
4	予備費	400,000	0	0	400,000	400,000

	1 予 備 費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳 出 合 計		339,922,000	332,628,852	0	7,293,148	7,293,148

歳入歳出差引残額 4,883,495円

平成27年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	92,497,000	91,495,352	91,495,352	0	0	△1,001,648
	1 使 用 料	92,497,000	91,495,352	91,495,352	0	0	△1,001,648
2	財産収入	2,799,000	3,138,384	3,138,384	0	0	339,384
	1 財産運用 収 入	2,799,000	3,138,384	3,138,384	0	0	339,384
3	寄 附 金	10,000	348,117	348,117	0	0	338,117
	1 寄 附 金	10,000	348,117	348,117	0	0	338,117
4	繰 入 金	416,635,000	375,208,000	375,208,000	0	0	△41,427,000
	1 一般会計 繰 入 金	416,635,000	375,208,000	375,208,000	0	0	△41,427,000
5	繰 越 金	1,000	1,171	1,171	0	0	171
	1 繰 越 金	1,000	1,171	1,171	0	0	171
6	諸 収 入	13,202,000	12,596,928	12,596,928	0	0	△605,072
	1 雑 入	13,202,000	12,596,928	12,596,928	0	0	△605,072
歳 入 合 計		525,144,000	482,787,952	482,787,952	0	0	△42,356,048

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総 務 費	436,942,000	399,876,618	0	37,065,382	37,065,382
	1 総務管理費	436,942,000	399,876,618	0	37,065,382	37,065,382
2	事 業 費	40,000,000	34,995,240	0	5,004,760	5,004,760
	1 動物園 施設整備費	40,000,000	34,995,240	0	5,004,760	5,004,760
3	公 債 費	48,102,000	47,914,566	0	187,434	187,434
	1 公 債 費	48,102,000	47,914,566	0	187,434	187,434

4 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
1 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計	525,144,000	482,786,424	0	42,357,576	42,357,576

歳入歳出差引残額 1,528円

平成27年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		389,482,000	393,134,408	393,134,408	0	0	3,652,408
1 発電収入		389,482,000	393,134,408	393,134,408	0	0	3,652,408
2 繰越金		1,000	1,983	1,983	0	0	983
1 繰越金		1,000	1,983	1,983	0	0	983
歳 入 合 計		389,483,000	393,136,391	393,136,391	0	0	3,653,391

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		73,639,000	70,835,500	0	2,803,500	2,803,500
1 総務管理費		73,639,000	70,835,500	0	2,803,500	2,803,500
2 繰出金		259,497,000	259,497,000	0	0	0
1 一般会計 繰出金		259,497,000	259,497,000	0	0	0
3 公債費		56,347,000	55,845,944	0	501,056	501,056
1 公債費		56,347,000	55,845,944	0	501,056	501,056
歳 出 合 計		389,483,000	386,178,444	0	3,304,556	3,304,556

歳入歳出差引残額 6,957,947円

平成27年度病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金		364,777,000	364,775,761	364,775,761	0	0	△1,239
1 負担金		364,777,000	364,775,761	364,775,761	0	0	△1,239

2 諸 収 入	1,486,000	1,370,294	1,370,294	0	0	△115,706
1 貸 付 金 元 利 収 入	1,486,000	1,370,294	1,370,294	0	0	△115,706
3 市 債	525,700,000	476,900,000	476,900,000	0	0	△48,800,000
1 市 債	525,700,000	476,900,000	476,900,000	0	0	△48,800,000
歳 入 合 計	891,963,000	843,046,055	843,046,055	0	0	△48,916,945

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 市立秋田総合病院貸付金		525,700,000	476,900,000	0	48,800,000	48,800,000
1 市立秋田 総合病院 貸付金		525,700,000	476,900,000	0	48,800,000	48,800,000
2 公 債 費		366,263,000	366,146,055	0	116,945	116,945
1 公 債 費		366,263,000	366,146,055	0	116,945	116,945
歳 出 合 計		891,963,000	843,046,055	0	48,916,945	48,916,945

歳入歳出差引残額 0円

平成27年度国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		5,294,191,000	8,870,766,688	5,415,327,223	469,348,299	2,988,815,166	121,136,223
1 国民健康 保 險 税		5,294,191,000	8,870,766,688	5,415,327,223	469,348,299	2,988,815,166	121,136,223
2 使用料及び手数料		1,000	2,700	2,700	0	0	1,700
1 手 数 料		1,000	2,700	2,700	0	0	1,700
3 国庫支出金		8,198,583,000	7,933,093,909	7,933,093,909	0	0	△265,489,091
1 国庫負担金		5,925,467,000	5,539,454,909	5,539,454,909	0	0	△386,012,091
2 国庫補助金		2,273,116,000	2,393,639,000	2,393,639,000	0	0	120,523,000
4 療養給付費交付金		950,307,000	956,786,061	956,786,061	0	0	6,479,061
1 療養給付費 交 付 金		950,307,000	956,786,061	956,786,061	0	0	6,479,061
5 前期高齢者交付金		9,276,437,000	9,276,437,326	9,276,437,326	0	0	326
1 前期高齢者 交 付 金		9,276,437,000	9,276,437,326	9,276,437,326	0	0	326

6 県支出金		1,651,132,000	1,672,563,419	1,672,563,419	0	0	21,431,419
1 県負担金		329,433,000	325,252,419	325,252,419	0	0	△4,180,581
2 県補助金		1,321,699,000	1,347,311,000	1,347,311,000	0	0	25,612,000
7 共同事業交付金		8,544,678,000	8,577,717,368	8,577,717,368	0	0	33,039,368
1 共同事業交付金		8,544,678,000	8,577,717,368	8,577,717,368	0	0	33,039,368
8 財産収入		629,000	628,830	628,830	0	0	△170
1 財産運用収入		629,000	628,830	628,830	0	0	△170
9 繰入金		3,305,829,000	3,273,748,538	3,273,748,538	0	0	△32,080,462
1 一般会計繰入金		2,705,829,000	2,673,748,538	2,673,748,538	0	0	△32,080,462
2 基金繰入金		600,000,000	600,000,000	600,000,000	0	0	0
10 繰越金		3,493,000	3,493,651	3,493,651	0	0	651
1 繰越金		3,493,000	3,493,651	3,493,651	0	0	651
11 諸収入		37,944,000	45,243,755	44,689,969	65,000	488,786	6,745,969
1 延滞金、加算金及び過料		1,057,000	800,101	800,101	0	0	△256,899
2 雑収入		36,887,000	44,443,654	43,889,868	65,000	488,786	7,002,868
歳入合計		37,263,224,000	40,610,482,245	37,154,488,994	469,413,299	2,989,303,952	△108,735,006

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		192,836,000	183,269,880	0	9,566,120	9,566,120
1 総務管理費		72,065,000	70,211,017	0	1,853,983	1,853,983
2 徴税費		118,093,000	110,682,816	0	7,410,184	7,410,184
3 運営協議会費		224,000	134,360	0	89,640	89,640
4 収納率向上特別対策事業費		2,454,000	2,241,687	0	212,313	212,313
2 保険給付費		23,279,552,000	22,999,946,811	0	279,605,189	279,605,189
1 療養諸費		20,367,986,000	20,125,227,561	0	242,758,439	242,758,439
2 高額療養費		2,791,210,000	2,786,846,414	0	4,363,586	4,363,586

	3 移送費	177,000	175,732	0	1,268	1,268
	4 出産育児諸費	96,229,000	63,997,104	0	32,231,896	32,231,896
	5 葬祭諸費	23,950,000	23,700,000	0	250,000	250,000
3	後期高齢者支援金等	3,635,983,000	3,635,950,282	0	32,718	32,718
	1 後期高齢者支援金等	3,635,983,000	3,635,950,282	0	32,718	32,718
4	前期高齢者納付金等	2,443,000	2,441,831	0	1,169	1,169
	1 前期高齢者納付金等	2,443,000	2,441,831	0	1,169	1,169
5	老人保健拠出金	148,000	146,944	0	1,056	1,056
	1 老人保健拠出金	148,000	146,944	0	1,056	1,056
6	介護納付金	1,282,255,000	1,282,254,820	0	180	180
	1 介護納付金	1,282,255,000	1,282,254,820	0	180	180
7	共同事業拠出金	8,104,670,000	8,016,875,013	0	87,794,987	87,794,987
	1 共同事業拠出金	8,104,670,000	8,016,875,013	0	87,794,987	87,794,987
8	保健事業費	314,848,000	264,327,317	0	50,520,683	50,520,683
	1 特定健康診査等事業費	217,666,000	173,135,867	0	44,530,133	44,530,133
	2 保健事業費	97,182,000	91,191,450	0	5,990,550	5,990,550
9	基金積立金	629,000	629,000	0	0	0
	1 基金積立金	629,000	629,000	0	0	0
10	公債費	3,000,000	660,164	0	2,339,836	2,339,836
	1 公債費	3,000,000	660,164	0	2,339,836	2,339,836
11	諸支支出金	252,003,000	251,920,858	0	82,142	82,142
	1 償還金及び還付加算金	252,002,000	251,920,858	0	81,142	81,142
	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12	予備費	194,857,000	0	0	194,857,000	194,857,000
	1 予備費	194,857,000	0	0	194,857,000	194,857,000
	歳出合計	37,263,224,000	36,638,422,920	0	624,801,080	624,801,080

歳入歳出差引残額 516,066,074円

平成27年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	繰入金	2,317,000	1,245,663	1,245,663	0	0	△1,071,337
	1 一般会計 繰入金	2,317,000	1,245,663	1,245,663	0	0	△1,071,337
2	繰越金	3,720,000	104,989,766	104,989,766	0	0	101,269,766
	1 繰越金	3,720,000	104,989,766	104,989,766	0	0	101,269,766
3	諸収入	44,499,000	86,256,392	47,547,601	832,767	37,876,024	3,048,601
	1 貸付金 元利収入	44,498,000	83,986,692	47,050,901	832,767	36,103,024	2,552,901
	2 雑入	1,000	2,269,700	496,700	0	1,773,000	495,700
	歳入合計	50,536,000	192,491,821	153,783,030	832,767	37,876,024	103,247,030

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	50,036,000	15,248,088	0	34,787,912	34,787,912
	1 母子父子寡婦 福祉資金 貸付事業費	50,036,000	15,248,088	0	34,787,912	34,787,912
2	公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
	歳出合計	50,536,000	15,248,088	0	35,287,912	35,287,912

歳入歳出差引残額 138,534,942円

平成27年度介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保険料	6,329,765,000	6,630,110,461	6,359,616,821	71,699,543	202,747,242	29,851,821
	1 介護保険料	6,329,765,000	6,630,110,461	6,359,616,821	71,699,543	202,747,242	29,851,821
2	手数料	1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
	1 手数料	1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
3	国庫支出金	6,672,575,000	6,877,995,676	6,877,995,676	0	0	205,420,676

	1 国庫負担金	4,881,641,000	5,025,560,358	5,025,560,358	0	0	143,919,358
	2 国庫補助金	1,790,934,000	1,852,435,318	1,852,435,318	0	0	61,501,318
4	支払基金交付金	7,531,499,000	7,463,404,000	7,463,404,000	0	0	△68,095,000
	1 支払基金交付金	7,531,499,000	7,463,404,000	7,463,404,000	0	0	△68,095,000
5	県支出金	3,920,935,000	3,911,660,659	3,911,660,659	0	0	△9,274,341
	1 県負担金	3,838,278,000	3,838,030,000	3,838,030,000	0	0	△248,000
	2 県補助金	82,657,000	73,630,659	73,630,659	0	0	△9,026,341
6	財産収入	2,000	1,184	1,184	0	0	△816
	1 基金運用収入	2,000	1,184	1,184	0	0	△816
7	繰入金	3,956,181,000	3,861,177,146	3,861,177,146	0	0	△95,003,854
	1 一般会計繰入金	3,956,180,000	3,861,177,146	3,861,177,146	0	0	△95,002,854
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8	繰越金	557,098,000	659,692,115	659,692,115	0	0	102,594,115
	1 繰越金	557,098,000	659,692,115	659,692,115	0	0	102,594,115
9	諸収入	116,000	1,637,604	1,637,604	0	0	1,521,604
	1 延滞金、加算金及び過	1,000	25,900	25,900	0	0	24,900
	2 雑収入	115,000	1,611,704	1,611,704	0	0	1,496,704
歳入合計		28,968,172,000	29,405,711,845	29,135,218,205	71,699,543	202,747,242	167,046,205

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	415,780,000	381,420,344	0	34,359,656	34,359,656
	1 総務管理費	415,780,000	381,420,344	0	34,359,656	34,359,656
2	保険給付費	26,830,537,000	26,622,050,282	0	208,486,718	208,486,718
	1 介護サービス等諸費	23,560,178,000	23,415,775,574	0	144,402,426	144,402,426
	2 介護予防サービス等諸費	1,202,073,000	1,194,129,758	0	7,943,242	7,943,242
	3 高額介護サービス等費	742,410,000	686,463,360	0	55,946,640	55,946,640

	4 特定入所者 介護サービス 等 費	1,288,238,000	1,288,237,599	0	401	401
	5 その他諸費	37,638,000	37,443,991	0	194,009	194,009
3	地域支援事業費	455,272,000	424,194,702	0	31,077,298	31,077,298
	1 介護予防 事業費	67,699,000	53,946,997	0	13,752,003	13,752,003
	2 包括的支援 事業・任意 事業費	387,573,000	370,247,705	0	17,325,295	17,325,295
4	基金積立金	877,430,000	877,430,000	0	0	0
	1 基金積立金	877,430,000	877,430,000	0	0	0
5	公債費	102,000,000	100,032,735	0	1,967,265	1,967,265
	1 公債費	102,000,000	100,032,735	0	1,967,265	1,967,265
6	諸支出金	257,153,000	255,711,197	0	1,441,803	1,441,803
	1 償還金及び 還付加算金	257,153,000	255,711,197	0	1,441,803	1,441,803
7	予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	歳出合計	28,968,172,000	28,660,839,260	0	307,332,740	307,332,740

歳入歳出差引残額 474,378,945円

平成27年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	後期高齢者医療保険料	2,458,191,000	2,477,281,800	2,446,714,500	2,899,300	31,016,700	△11,476,500
	1 後期高齢者 医療保険料	2,458,191,000	2,477,281,800	2,446,714,500	2,899,300	31,016,700	△11,476,500
2	使用料及び手数料	1,000	300	300	0	0	△700
	1 手数料	1,000	300	300	0	0	△700
3	繰入金	739,653,000	739,652,027	739,652,027	0	0	△973
	1 一般会計 繰入金	739,653,000	739,652,027	739,652,027	0	0	△973
4	繰越金	21,000,000	31,400,729	31,400,729	0	0	10,400,729
	1 繰越金	21,000,000	31,400,729	31,400,729	0	0	10,400,729
5	諸収入	11,035,000	7,383,996	7,383,996	0	0	△3,651,004

1	延滞金、 加算金 及び過料	279,000	265,500	265,500	0	0	△13,500
2	償還金及び 還付加算金	10,700,000	7,071,300	7,071,300	0	0	△3,628,700
3	雑入	56,000	47,196	47,196	0	0	△8,804
6	国庫支出金	1,352,000	1,352,000	1,352,000	0	0	0
	1 国庫補助金	1,352,000	1,352,000	1,352,000	0	0	0
歳入合計		3,231,232,000	3,257,070,852	3,226,503,552	2,899,300	31,016,700	△4,728,448

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	78,317,000	74,479,603	0	3,837,397	3,837,397
	1 総務管理費	20,487,000	19,286,891	0	1,200,109	1,200,109
	2 徴収費	57,830,000	55,192,712	0	2,637,288	2,637,288
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,132,015,000	3,120,448,827	0	11,566,173	11,566,173
	1 後期高齢者 医療広域連合 納付金	3,132,015,000	3,120,448,827	0	11,566,173	11,566,173
3	公債費	200,000	18,949	0	181,051	181,051
	1 公債費	200,000	18,949	0	181,051	181,051
4	諸支出金	10,700,000	7,095,500	0	3,604,500	3,604,500
	1 償還金及び 還付加算金	10,700,000	7,095,500	0	3,604,500	3,604,500
5	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		3,231,232,000	3,202,042,879	0	29,189,121	29,189,121

歳入歳出差引残額 24,460,673円

秋田市告示第273号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成28年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 変更した土地の区域
下北手宝川、河辺北野田高屋、河辺和田、雄和種沢および雄和平尾鳥の各一部の区域
- 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第274号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日
平成28年9月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成28年10月27日から平成29年4月27日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第275号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成28年10月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度および平成28年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第276号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。
平成28年10月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 ケアハウス Shin	東通介護支援センター	秋田市東通観音前1番2号	平成28年10月15日	居宅介護支援

秋田市告示第277号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成28年10月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙(省略)のとおり

秋田市告示第278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。
平成28年10月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
担当する医療の種類: 薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
155	鎌田グリーン薬局	秋田市保戸野すわ町10番30号	鎌田 隆治	平成28年12月1日

秋田市告示第279号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。
平成28年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名称	所在地	指定年月日
きむら薬局	秋田市茨島二丁目15番34号	平成28年10月1日
みやがた駅東歯科	秋田市手形字西谷地182番地3	平成28年10月1日

2 変更

名称	変更事項(名称)		変更年月日
	変更前	変更後	
あかね調剤薬局 中通病院前店	あかね健康堂薬局	あかね調剤薬局 中通病院前店	平成28年10月1日

秋田市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
デイサービスつなぎの湯	秋田市寺内字イサノ119番地2	平成28年10月1日
ショートステイとまと	秋田市八橋イサノ一丁目13番17号	平成28年10月1日
ショートステイミニとまと	秋田市寺内字イサノ121番地	平成28年10月1日
デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	平成28年10月1日
東通介護支援センター	秋田市東通観音前1番2号	平成28年10月15日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・サービス等）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
虹の街ヘルパーステーション秋田	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社虹の街秋田営業所 秋田牛島西一丁目3番8号 訪問介護、介護予防訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> 虹の街ヘルパーステーション秋田 秋田市牛島西一丁目10番16号 訪問介護、介護予防訪問介護 	平成28年10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
デイサービスつなぎの湯	秋田市寺内字イサノ119番地2	平成28年9月30日
ショートステイとまと	秋田市八橋イサノ一丁目13番17号	平成28年9月30日
ショートステイミニとまと	秋田市寺内字イサノ121番地	平成28年9月30日
つなぎ居宅介護支援事業所	秋田市寺内字イサノ119番地2	平成28年9月30日
デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	平成28年9月30日

秋田市告示第281号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成28年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第282号

平成28年10月31日午後2時30分秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

平成28年10月24日

秋田市長 穂 積 志

協議題

- 1 平成29年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年10月25日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年月日
204	佐野薬局東通店	秋田市広面字野添54	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	平成28年11月1日

秋田市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関の店舗を次のとおり追加するので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成28年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納代理金融機関店舗の名称
新あきた農業協同組合 矢留支店
（金融機関コード3810-030）
- 2 収納代理金融機関店舗の所在地
秋田市千秋矢留町2番40号
- 3 店舗開設日
平成28年11月7日

秋田市告示第285号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月27日

秋田市長 穂 積 志
住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市手形山崎町9番32号 ルート34 201	熊谷 義成
秋田市中通五丁目1番1号 グランドメゾン 秋田515号	伊藤 憲洋
秋田市榎山川口境22番12号	表寺 誠
秋田市山王二丁目11番45号 コーポオーモト II14号	湊 和彦
秋田市広面字大巻69番地3 ニュー大岳荘D 号	佐藤 勉

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として(秋田市長が被告の代表となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第286号

秋田市宅地開発に関する条例(平成14年秋田市条例第28号)第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成28年10月31日

秋田市長 穂 積 志

- 変更した土地の区域
太平黒沢の一部の区域
- 縦覧場所
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第287号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月31日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市飯島松根東町2番12号	深井 和己

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として(秋田市長が被告の代表となり

ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成28年10月26日午後1時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成28年10月24日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する件
- 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する件
- 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
- 学校教育法施行細則の一部を改正する件
- 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成28年10月26日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立中学校通学区域表の御野場中学校の表御所野の項および上北手御所野字の項を削り、同表四ツ小屋末戸松本字の項中「湯ノ沢」を削る。

秋田市立中学校通学区域表の桜中学校の表の次に次のように加える。

御所野学院中学校	
御所野	下堤一丁目、下堤二丁目、下堤三丁目、下堤四丁目、下堤五丁目、地藏田一丁目、地藏田二丁目、地藏田三丁目、地藏田四丁目、地藏田五丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、元町五丁目、元町六丁目、元町七丁目、湯本一丁目、湯本二丁目、湯本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目、湯本六丁目
上北手御所野字	雨池通、荒久利、野畑
四ツ小屋末戸松本字	湯ノ沢

附 則

(施行期日)

- 施行期日は、平成29年4月1日とする。
(経過措置)
- 改正後の秋田市立小、中学校通学区域の秋田市立中学校通学区域表の規定は、平成29年4月1日以後に秋田市立中学校に就学させるべき者から適用し、同日前に中学校に就学している者については、なお従前の例による。

選 管 告 示

秋市選管告示第43号

平成28年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示する。

平成28年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 縦覧期間
平成28年10月20日から同年11月3日まで
- 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間
午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

平成28年10月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年10月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農用地利用集積計画（平成28年度第7号）に関する件
- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則を設定する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成28年10月6日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
森建設工業株式会社	森 純	にかほ市象潟町長岡字向エ21番地

- 指定年月日
平成28年10月3日

秋田市上下水道局告示第33号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成28年10月6日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
森建設工業株式会社	森 純	にかほ市象潟町長岡字向エ21番地

- 指定年月日
平成28年10月3日

公 告

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成28年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

- ア 秋田市八橋老人いこいの家
- イ 秋田市飯島老人いこいの家
- ウ 秋田市大森山老人と子どもの家

(2) 所在地

- ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
- イ 秋田市飯島字堀川84番地191
- ウ 秋田市浜田字出小屋333番の1

(3) 設置目的

老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

- ア 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積533.32平方メートル
- イ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積527.40平方メートル
- ウ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積977.87平方メートル

(5) 主な施設設備

- ア 事務室、大広間、和室および健康相談室
- イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室および浴室
- ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室および浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- 使用の許可、制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務

- (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（予定）
- 4 申請に必要な資格等
 - (1) 申請に必要な資格
秋田市内に本店又は支店を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であって、1の(1)のアからウまでの3施設を一括して管理することができるものであること。
 - (2) 申請することができない法人
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
イ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人
オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する法人
カ 市税に滞納がある法人
- 5 募集要項等の交付
7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成28年10月3日(月)から同月28日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- 6 説明会
 - (1) 日時および場所
募集事項に記載する日時および場所
 - (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)の問合せ先に連絡すること。
- 7 申請の手続
 - (1) 提出期限
平成28年10月28日(金)午後5時15分
 - (2) 提出場所
郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）
 - (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
ア 公の施設の管理に関する事業計画書
イ 公の施設の管理に関する収支予算書
ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
エ 登記事項証明書
オ 財務の状況を示す書類
カ 誓約書
キ その他市長が必要と認める書類
- 8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成28年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。
- 9 その他
 - (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
 - (3) 詳細は、募集要項による。
 - (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年10月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田県大仙市飯田字家ノ前125番地
伊藤 豊子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田福島一丁目260番1地先道水路
- 3 道路幅員
4.36メートル
- 4 道路延長
6.20メートル
- 5 指定年月日および番号
平成28年10月3日 第4号

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成28年10月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の概要
 - (1) 名称
秋田市老人福祉センター
 - (2) 所在地
秋田市八橋南一丁目8番2号
 - (3) 設置目的
老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目

的とする。

- (4) 規模等
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,548.80㎡
- (5) 主な施設設備
事務室、機能回復訓練室、浴室・脱衣室、和室、図書コーナー、会議室など

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 秋田市老人福祉センター条例第3条各号に掲げる次の事業の実施に関する業務
- ア 生活相談および健康相談に関すること。
イ 生業および就労の指導に関すること。
ウ 機能回復訓練の実施に関すること。
エ 教養講座等の実施に関すること。
オ 老人クラブその他の福祉関係団体の援助等に関すること。
- (2) 使用の許可、制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (3) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
秋田市内に本店（事業所）を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。
- (2) 申請することができない法人
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
- イ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
- エ 申請の日において破産手續、再生手續又は更生手續が開始されている法人
- オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する法人
- カ 市税に滞納がある法人

5 募集要項等の交付

7の(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成28年10月3日(月)から同月28日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集事項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9の(4)の問合せ先に連絡すること。

7 申請の手續

- (1) 提出期限
平成28年10月28日(金)午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課（電話 018-888-5657）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
イ 公の施設の管理に関する収支予算書
ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
エ 登記事項証明書
オ 財務の状況を示す書類
カ 誓約書
キ その他市長が必要と認める書類
- 8 選定の方法および時期
- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成28年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部福祉総務課（電話 018-888-5657）

秋田市公告

次のとおり総合案内フロアマネジャー業務についてプロポーザルを実施するので公告する。

平成28年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名
総合案内フロアマネジャー業務
- (2) 業務の概要
秋田市役所本庁舎に来庁した市民等や本市代表電話への問合せ等において、迷うことなく適切に窓口などに誘導される環境を整備し、新庁舎の設計コンセプトやユニバーサルデザインに配慮した市民サービスとなるよう総合案内フロアマネジャー業務を行うもの
- (3) 調達案件の特質等
総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル実施要領および総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書による。
- (4) 履行場所
秋田市役所本庁舎

- (5) 履行期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- (6) 参加資格
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書および企画提案書の提出期限において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 秋田市内に本店、支店又は営業所があり、業務運用に支障をきたさないよう迅速に対応できること。
または、今回の業務締結にあたり新たに秋田市内に支店等を置くことが確約できること。
- エ 過去に地方自治体において、本業務内容と同様の実績を有すること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- 2 実施要領等の交付
- (1) 交付期間
平成28年10月5日(水)から同月12日(水)までの午前9時から午後4時までとする。郵便による依頼は受け付けない。
- (2) 交付方法
市民課ホームページからの入手とする（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/ct/default.htm>）。
または、秋田市市民生活部市民課窓口で交付する（土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後4時までとする。）。
- (3) 交付書類
- ア 総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書
- ウ 参加表明提出様式 一式
- エ 質問書
- オ 企画提案提出様式 一式
- 3 参加申込みに関する事項
参加希望者は、必要書類を次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出書類
参加表明提出様式 一式
- (2) 提出期限
平成28年10月18日(火)午後5時15分まで
- (3) 提出場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。
- 4 企画提案書の提出に関する事項
- (1) 提出期間
平成28年10月21日(金)から同年11月4日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所
3の(3)に同じ。
- (3) 提出方法
3の(4)に同じ。

- (4) 提出書類が全て揃っていない場合は、無効とする。
- 5 審査等に関する事項
- (1) 参加表明書を提出した者のうち、総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加資格を全て満たす者の審査を行う。
- (2) 企画提案を提出した者から、審査委員会において評価基準に基づき各委員による評価および審査により当該業務受託者の選定を行う。
- 6 その他
- (1) 提出書類等の作成、応募に要する全ての経費は、提出者負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) その他詳細は、総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル実施要領および総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書による。
- 7 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部市民課
電話番号 018-888-5628（直通）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年6月1日付け秋田市指令第2947号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池 田 宇 史
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田潟中町142番、143番、144番1の内、144番2、144番3、144番4、175番、176番および176番地先道水路

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 コジマ×ビックカメラ卸団地店
所在地 秋田市卸町二丁目3番12号
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗の名称
変更前 コジマNEW卸団地店
変更後 コジマ×ビックカメラ卸団地店
- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男
 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

変更後 株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義
 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男
 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

変更後 株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義
 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(4) 変更年月日

ア 1の(3)のア

平成26年10月2日

イ 1の(3)のイおよびウ

平成25年9月1日

(5) 変更理由

大規模小売店舗の名称及び設置者並びに小売業を行う者の
 代表者に変更があったため

2 届出年月日

平成28年9月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年10月7日から平成29年2月7日まで（土曜日、日
 曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定
 に基づき、河辺郡芝野堰土地改良区から申請のあった芝野頭首工
 管理規程について、平成28年10月3日に認可したので、同条第4
 項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

秋田市長 穂 積 志

平成28年10月11日

1 頭首工管理者

頭首工管理者は、河辺郡芝野堰土地改良区理事長とする。

2 頭首工の諸元等

(1) 可動部

ア 洪水吐ゲートの天端標高 14.60メートル

イ 土砂吐ゲートの天端標高 14.60メートル

(2) ゲートの規模

ア 洪水吐ゲート 幅30.50メートル 高さ1.70メートル
 （2門）

イ 土砂吐ゲート 幅10.00メートル 高さ2.10メートル
 （1門）

ウ 取水ゲート 幅 1.50メートル 高さ1.65メートル
 （2門）

(3) ゲートの開閉の早さ

ア 洪水吐ゲート 起立、倒伏40分（1門当たり20分）

イ 土砂吐ゲート 毎分0.30メートル

(4) 魚道

ア 階段式 幅員2.50メートル 延長35.50メートル

イ 通過流量 毎秒5.862立方メートル

(5) 集水面積

269.6平方キロメートル

(6) 計画高水流量・水位

毎秒1,000立方メートル・標高17.40メートル

(7) 計画取水量・水位

毎秒1.928立方メートル・標高14.403メートル

3 水位等の算定方法

頭首工地点の河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）
 は、頭首工操作室内の操作盤に取り付けられた水位標示から算
 定するものとする。

4 取水水位

頭首工の水位は、14.9メートルを上限とする。また、取水期
 間においてゲート操作を行う場合においては、計画取水位の標
 高14.403メートルとする。

5 取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範
 囲内で気象、水象、かんがい等の状況を考慮して受益地に必要
 な水量を取水するものとする。

(1) 5月5日から同月18日まで 最大取水量毎秒1.928立方メー
 トル

(2) 5月19日から8月31日まで 最大取水量毎秒1.746立方メー
 トル

(3) 9月1日から5月4日まで 最大取水量毎秒0.448立方メー
 トル

6 取水時のゲートの操作

かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水
 量に応じ、洪水吐ゲートおよび取水ゲートの開度を調整するも
 のとする。

7 取水量の測定

取水量の測定は、頭首工に設置された自記水位計を用いる水
 位法により算定するものとする。

8 頭首工からの放流

計画取水位標高14.403メートルを超え、さらに、標高14.9メー
 トルを上回るおそれがあるときは、洪水吐ゲートから放流しな
 ければならない。

9 放流の際の関係機関に対する通知

頭首工により貯留された流水を放流することによって下流の
 水位に急激な変動が生ずると認められる場合において、これに
 よって生ずる危害を防止するため必要があると認められるとき
 は、関係機関に対し、その開始の少なくとも約1時間前に操作
 の日時、放流量、上昇する下流水位の見込み等を通知するもの
 とする。ただし、点検、整備等の場合で、放流が事前に予定さ
 れている場合は、計画確定後すみやかに通知を行う。

10 工作物の維持および管理体制

頭首工管理者は、工作物が良好な状態に保つよう維持管理す
 るため、年1回以上の点検を実施し、その点検結果を記録およ
 び保存するものとする。

なお、水利使用者は点検により異常が発見された場合には、
 応急の措置を行い、速やかに河川管理者へ報告するものとする。

11 点検および整備等

頭首工管理者は、頭首工、ゲート等を操作するために必要な
 機械器具の点検および整備を行い、特にゲートおよび予備電源
 設備については適時運転を行わなければならない。特に、洪水、
 暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が頭首
 工に及ぶものが発生したときは、その発生後、速やかに頭首工
 の点検を行い、頭首工に関する異常な状態が早期に発見される
 ようにしなければならない。

12 監視

頭首工管理者は、頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持管理および保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

13 異常かつ重大な状態に関する報告

洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

14 洪水警戒体制

洪水警戒体制とは次に該当するときをいう。

- (1) 秋田地方気象台から秋田中央地域を対象として降雨に関する注意報（警報）が発せられたときから、これらの注意報（警報）が切り替えられるまでの間
- (2) 頭首工の水位が標高14.9メートルを上回るおそれ大きいと認められるときから、頭首工の水位が標高14.6メートル以下となり、再び増水するおそれがないと認められたときまでの間

15 洪水警戒体制時における措置

頭首工管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員をそれぞれの担当部署に配置するとともに、次の措置をとらなければならない。

- (1) 頭首工を操作するために必要な機械および器具の点検整備その他頭首工の管理のため必要な措置
- (2) 秋田地方気象台、秋田市その他関係機関との連絡並びに気象および水象に関する観測および情報の収集を密に行うこと。
- (3) 河川の流量および水位に注意し、ゲートの操作に万全を期すこと。
- (4) 各ゲートの操作に関する記録を作成すること。

16 管理日誌

頭首工管理者は、管理日誌を備え次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 気象
- (2) 水象
- (3) 取水量
- (4) 取水ゲートの操作の時刻および開度
- (5) 点検および整備に関すること。
- (6) その他頭首工の管理に関すること。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年8月9日付け秋田市指令第3764号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県湯沢市高松字久根合157番地
高橋 賢次
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市柳田字鳥越119番1および広面字二階堤5番1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付を受けたので、

同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年10月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画、男鹿都市計画、五城市都市計画および八郎潟都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）
- 2 縦覧時間
秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局下水道整備課
- 3 縦覧の期間
平成28年10月24日から同年11月4日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成28年6月9日付け秋田市指令第3036号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市大町三丁目2番10号
大和ハウス工業株式会社秋田支店
支店長（支配人） 植 田 佳 彦
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第二工区
秋田市御所野堤台一丁目6番22

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成28年10月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月26日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

1 意見聴取の日時

平成28年11月 8 日(火) 午後 6 時

2 意見聴取の場所

秋田市牛島東六丁目 6 番 1 号 牛島小学校ミーティングルーム

3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第 1 項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて

4 建築計画の概要

(1) 建築物の主要用途 支所・集会場

(2) 建築物の位置 秋田市牛島東六丁目134番地 1

(3) 構造および規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て

(4) 敷地面積 3,226.31㎡

(5) 延べ面積 1,738.50㎡

5 申請者の住所および氏名

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市長 穂積 志